

1. 「過労死等防止対策」大綱の改定案を公表

厚生労働省は4月 24 日、過労死等防止対策大綱の改定案を公表しました。大綱では、過労死や過労自殺を防ぐために国が取るべき対策がまとめられています。見直しは3年ごとに行う予定ですが、今回の改定案では、将来的に過労死をゼロとすることを目指し、労働時間、年次有給休暇の取得、勤務間インターバル制度およびメンタルヘルス対策について、数値目標を設定することが盛り込まれました。

- 労働時間：平成 32 年までに週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合を5%以下とすることをしています。また、長時間労働の是正対策として、原則、労働時間をICカードなどの「客観的な記録」で会社側が確認することが新たに明記されています。さらに、女性や高齢者が働きやすい社会に変えていくようにと、“月 45 時間かつ年 360 時間時間外労働の限度”についても周知・啓発を行う予定です。
- 年次有給休暇の取得：取得率は5割を切っています。これを平成 32 年までに 70%以上とし、特に、年次有給休暇の取得日数が0日の者の解消に向けた取組みを推進するとしています。
- 勤務間インターバル制度：欧州では1日 24 時間につき最低連続 11 時間の休息時間の確保を義務化していることを参考に、導入を促進します。平成 29 年の調査では、制度の導入割合はわずか 1.4%でしたが、制度自体を知らなかった企業も多く、この周知が課題となり、新たに数値目標を盛り込むこととしています(数値は未定)。
- メンタルヘルス対策：メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合は、増加しているものの未だ5割台(56.8%)に留まっており、平成 34 年度までに 80%以上を目標としています。メンタルヘルスの不調原因にもなり得るパワハラ対策は予防・解決のための周知・啓発を進めることが重要で必要な対応を検討していくとしています。

2. 平成 29 年度「過重労働解消キャンペーン」の重点監督の実施結果

昨年 11 月に「過重労働解消キャンペーン」が厚生労働省で実施されていましたが、その際に行われていた重点監督の実施結果が、公表されましたので、ご紹介したいと思います。

今回は、長時間の過重労働による過労死等に関する労災請求のあった事業場や若者の「使い捨て」が疑われる事業場などを含め、労働基準関係法令の違反が疑われる 7,635 事業場に対して実施されました。その結果、5,029 事業場(全体の 65.9%)で労働基準関係法令違反を確認したということです。主な違反内容(是正勧告書が交付された事業場)は、次のようになっています。

- ① 違法な時間外労働があったもの：2,848 事業場(37.3%) → ☆表(詳細)
- ② 賃金不払残業があったもの：536 事業場(7.0%)
- ③ 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの：778 事業場(10.2%)



→ ☆右①の内訳「時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数」

月 80 時間超	1,694 事業場(59.5%)
月 100 時間超	1,102 事業場(38.7%)
月 150 時間超	222 事業場(7.8%)
月 200 時間超	45 事業場(1.6%)

詳細は、こちらのサイトに記載されております。ご興味のございます方はこちらを確認してみてください。 → [http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11202000-](http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11202000-Roudoukijunkyoku-Kantokuka/kouhyou300423.pdf)

[Roudoukijunkyoku-Kantokuka/kouhyou300423.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11202000-Roudoukijunkyoku-Kantokuka/kouhyou300423.pdf)

● 編集後記 ●

国は「社会人の学び直し」に力を注ぎ始めています。2019 年度から専門学校と企業が連携して行う制度を導入したり、受講費用の一部を負担、また、教育訓練を目的として長期休暇に企業を助成するよう準備しています。今や働き方改革で残業抑制が言われていますが、従業員の方から「早く帰ってもやることがない」という意見も聴きます。人生 100 年時代を見越してのことですが、大人になってからの学習には自らの人生を充実させ、意味づけようとする個人的欲求と学習を通じてえた人々とのつながりや信頼が形成されることで社会歩維持や発展を促そうとする社会的要請といった2つの側面があります。一億総活躍社会に向けて、人生、いつまでも勉強を！ということでしょうか。今や大人も大変…。(秋山)

あおぞら人事・労務サポート
特定社会保険労務士

秋山幸子(登録 NO.13050514)

三鷹市下連雀 3-38-4

三鷹産業プラザ 307

TEL:0422-24-8625

FAX:0422-24-8605

E-mail: info@aozora-sr.com

URL: www.aozora-sr.com

責任編集：社会保険労務士

秋山・隅谷・玉川・安部(武蔵野統括支部)